

世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱

令和7年5月16日

7世災対第80号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の希望するマンションに対し、防災備品（ポータブル蓄電池、軽量電動階段台車、エレベーターチェア等をいう。以下同じ。）を無償配布（無償配送を含む。以下「配布等」という。）をする事業（以下「事業」という。）を実施することにより、マンション居住者の防災意識の向上を図るとともに、共助を促し、マンションにおける在宅避難をより一層推進することを目的とする。

(事業の対象マンション)

第2条 事業の対象マンション（以下「マンション」という。）は、次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、マンションは、分譲・賃貸の所有形態を問わないものとする。

- (1) 区内の3階建て以上かつ6戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅
- (2) 前号に規定する条件を満たす建築中の集合住宅であって、申込期間（令和7年6月16日から同年12月15日までの期間をいう。以下同じ。）に竣工予定かつ令和8年3月31日までに配布等する防災備品の受け取りが可能なもの

(事業内容)

第3条 事業内容は、希望するマンションに対し、マンション内での協力関係づくりにつながる条件を付し、共助を促す防災備品を配布等するものとする。

- 2 区長は、前項の条件として、申込書（第1号様式）に記載の防災備品の保管場所、点検（訓練）実施予定月及びその実施方法を報告させるものとする。

(申込みができる者)

第4条 本事業の申込みができる者（以下「申込者等」という。）は、管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表及び区長が必要と認める者であって、次に掲げる要件にいずれも該当しないものとする。

(1) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年世田谷区条例第55号。以下「暴排推進条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（暴排推進条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）

2 前項の申込みは、先着順で棟ごとに受け付けるものとし、予算が上限に達した場合は、締め切るものとする。

3 第1項の申込みは、マンション1棟につき1回限りとし、重複した申込みは受け付けしないものとする。

（防災備品の申込み及び発送）

第5条 区長は、申込者等から、申込書または申込書に記載すべき内容が全て記載されている書面（電子データを含む。）が提出されたとき（申込期間中に申込みのあったときに限る。）は、当該申込書記載のマンションに対し、希望する防災備品を調達し、配送するものとする。ただし、在庫の不足その他の当該防災備品を発送することができない事情がある場合にあつては、この限りではない。

2 前項の規定による防災備品の発送は、前項の申込みに係る全ての防災備品の発送ができる時点において行うものとする。

（不当利得の返還）

第6条 区長は、前条の申込みが、偽りその他不正な手段により行われたことが判明した場合において、当該申込者等に既に防災備品の配布等をしているときは、その返還を命じなければならない。

（防災備品の転売等の禁止）

第7条 区長は、配布等した防災備品について、転売や譲渡をさせてはならない。

（関係機関との連携）

第8条 区長は、個人情報の適正な管理に配慮した上で、効果的な支援を講じられるようマンションに関する情報を関係機関と共有するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

※申込みは裏面の内容もご確認ください。

世田谷区マンション防災共助促進事業申込書

世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱に基づく防災備品の配送等を希望するので、次のとおり提出します。

【1】申込者

団体名（管理組合等）	<input type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 賃貸マンション所有者 <input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 居住者の代表*			
	氏名			
住所				
連絡先	電話番号		FAX	
	メールアドレス	@		

*「居住者の代表」とは、都営住宅や区営住宅のように行政がマンションを所有、管理等している場合において、代表者が申込みを行うことなどを想定しています。

【2】マンションの状況

マンション名称（棟別）				
マンション住所		〒 世田谷区		
住戸数	戸	階数	階	複合施設 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）
<input type="checkbox"/> 分譲マンション <input type="checkbox"/> 賃貸マンション <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）				

【3】連絡先窓口（担当者）

担当者氏名		電話番号	
メールアドレス	@		

※防災備品の納品時に、製品に関する注意事項等の説明があるため、連絡先窓口の方はお立会いをお願いいたします。

【4】納品関係

住所	〒	世田谷区		
納品希望日	令和	年	月	日

※納品希望日は、発注、配送業者等の調整期間を踏まえ申込日を基準日とし、2か月後から3か月（90日）以内の日付としてください。年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）を除く。

納品希望時間帯	<input type="checkbox"/> 午前（9時から12時まで）	<input type="checkbox"/> 午後（12時から18時まで）
---------	--	---

※納品希望日の前日から当日朝までに連絡先窓口（担当者）宛てに納品確認のための連絡をいたします。その際、納品の目安時間をお伝えいたします。

【5】防災備品の選択

グループ①		グループ②		グループ③	
<input type="checkbox"/>	ポータブル蓄電池（中型） ソーラーパネル付き	<input type="checkbox"/>	ポータブル蓄電池（小型） ソーラーパネル付き	<input type="checkbox"/>	キャリーカート
<input type="checkbox"/>	軽量電動階段台車	<input type="checkbox"/>	エレベーターチェア		
		<input type="checkbox"/>	スリムタイプ <input type="checkbox"/> スタンダードタイプ		

※上記①～③の各グループから一つずつ防災備品を選択してください。設置する場所がない等の理由により不要な場合は選択しないこともできます。

【6】防災備品の保管場所及び点検（訓練）予定

保管場所			
点検実施予定月	月	点検（訓練）方法	

※申込みは表面の内容もご確認ください。

申込者(団体名)

マンション名称

以下の遵守事項及び確認事項にご回答ください（□に✓を入れてください）。

遵守事項		
①	申込受付後に虚偽の申込みと判明した場合、供与された防災備品は返還します。	<input type="checkbox"/>
②	防災備品の転売や譲渡はしません。申込みをしたマンションにおいて活用します。	<input type="checkbox"/>
確認事項		
①	申込みにあたっては、マンション内でよく話し合ってください。 申込みは、マンション1棟につき1回までです。重複した申込みがないように注意してください。	<input type="checkbox"/>
②	申込みは棟単位です。建築確認申請図書等で棟数を確認し、棟ごとに申込みをしてください。	<input type="checkbox"/>
③	廃番、製造中止等のやむを得ない事由により納品ができなくなった場合は、代替品（同等品以上）が納品されます。	<input type="checkbox"/>
④	納品時は「連絡先窓口(担当者)」等が必ず立ち会い、納品業者から防災備品の取り扱いの説明を受けてください。	<input type="checkbox"/>
⑤	納品時の初期不良以外の故障等に対し、区では修理対応、その他修理費用の補償等はいたしません。	<input type="checkbox"/>
⑥	納品時、納品業者が「防災備品の保管場所」に防災備品が納品された状況写真を撮影します。	<input type="checkbox"/>
⑦	納品後は、申込者の責任により定期的な点検等を行い、災害発生時に有効に活用できる状態を保持してください。	<input type="checkbox"/>
⑧	破損等により廃棄する場合は、申込者の負担により廃棄してください。	<input type="checkbox"/>
⑨	予算が上限に達した場合は、受付を終了します。	<input type="checkbox"/>
⑩	本事業で区が知り得た情報（申込内容、アンケート結果等）は、「防災区民組織」に関する案内を含む、マンションにおける在宅避難の推進、マンション居住者の防災意識向上や共助促進を目的とした事業に活用する場合があります。※区から「連絡先窓口(担当者)」宛にご連絡をすることがあります。	<input type="checkbox"/>
⑪	その他、世田谷区マンション防災共助促進事業実施要綱を遵守してください。	<input type="checkbox"/>
⑫	【エレベーターチェアを申し込まれた方のみご回答ください】 エレベーターチェアの規格（高さ等）、エレベーターかご内の状況（手すり、スペース等）を確認し、エレベーターチェアを設置することに支障がないことを確認してください。※スリムタイプ（高515mm 幅350mm 奥行282mm）、スタンダードタイプ（高450mm 幅500mm 奥行410mm）	<input type="checkbox"/>